

中央最低賃金審議会で配布された資料

開催 月日	会議名称	資料 No.	資料名称	頁
1 6月 30日	第66回 中央最低賃金 審議会	資料 No.1	中央最低賃金審議会委員名簿	-1-
		資料 No.2	中央最低賃金審議会運営規程	-2-
		資料 No.3	令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）（写）	-4-
		資料 No.4	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（関係部分抜粋）	-5-
		資料 No.5	経済財政運営と改革の基本方針 2023（関係部分抜粋）	-11-
		資料 No.6	目安に関する小委員会委員名簿（案）	-16-
2 6月 30日	第1回 目安に関する 小委員会	資料 No.1	主要統計資料	-17-
		資料 No.2	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（関係部分抜粋）	-79-
		資料 No.3	経済財政運営と改革の基本方針 2023（関係部分抜粋）	-85-
		資料 No.4	足下の経済状況等に関する補足資料	-90-
		資料 No.5	今後の予定（案）	-136-
		参考資料 No.1	最低賃金に関する調査研究	-137-
3 7月 12日	第2回 目安に関する 小委員会	資料 No.1	令和5年賃金改定状況調査結果	-153-
		資料 No.2	生活保護と最低賃金	-164-
		資料 No.3	地域別最低賃金額、未満率及び影響率	-168-
		資料 No.4	賃金分布に関する資料	-171-
		資料 No.5	最新の経済指標の動向	-211-
		参考資料 No.1	委員からの追加要望資料	-258-
		No.2	足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)	-274-
		No.3	主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	-280-
4 7月 20日	第3回 目安に関する 小委員会	参考資料 No.1	足下の経済状況等に関する補足資料(更新部分のみ抜粋)	-289-
		No.2	主要統計資料（更新部分のみ抜粋）	-292-

中央最低賃金審議会資料は以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

 ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 中央最低賃金審議会

- 1 第66回中央最低賃金審議会 資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33951.html
- 2 令和5年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33957.html
- 3 令和5年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回）資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34046.html
- 4 令和5年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第3回）資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34224.html

団体からの意見書等

(令和5年7月25日時点)

	要望書名	受理日	団体名	頁
1	「2023年 愛知県の最低賃金を1500円に引き上げを求めます」写	令和5年 7月21日	全日本建設交運一般労働組合 愛知県本部	-1-
2	「2023年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」写	令和5年 7月21日	愛知県教職員労働組合協議会	-2-
3	「最低賃金の大幅引き上げ」「国に中小企業支援の要望を提出すること」を求める意見書写	令和5年 7月21日	千種名東地域労働組合総連合	-3-
4	愛知県民を物価高騰から守るために、愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げをを求める意見書写	令和5年 7月21日	東三河労働組合総連合	-4-
5	2023年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書写	令和5年 7月21日	全労連・全国一般労働組合 愛知地方本部	-5-
6	「2023年 愛知県の最低賃金1,500円への引上げを求める意見書」写	令和5年 7月21日	愛知県国家公務関連労働組合 共闘会議	-6-
7	最低賃金の大幅引き上げを求める意見書写	令和5年 7月21日	生活保護引き下げ反対愛知連絡会	-7-
8	意見書 恵まれない立場の労働者にも目を向けた愛知県の最低賃金の改正を	令和5年 7月21日	西三河地域労働組合総連合	-8-
9	2023年 愛知県の最低賃金大幅引き上げを求める意見書写	令和5年 7月21日	愛知県医療介護福祉労働組合 連合会	-10-
10	「2023年愛知県の最低賃金を大幅に引き上げる事を求める意見書」写	令和5年 7月21日	全日本国立医療労働組合 愛知地区協議会	-12-
11	「2023年 愛知県の最低賃金1,500円への引上げを求める意見書」写	令和5年 7月24日	国土交通労働組合 東海建設支部	-13-
12	2023年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書写	令和5年 7月24日	愛労連労働相談センター	-14-
13	最低賃金は1500円への引き上げを求めます写	令和5年 7月24日	国鉄労働組合名古屋地方本部	-15-
14	ケア労働者にも影響を及ぼす最低賃金を1500円以上に引き上げをを求める意見書写	令和5年 7月24日	愛労連・エッセンシャルワーカー 大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチーム	-16-
15	2023年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書写	令和5年 7月24日	北医療生活協同組合労働組合	-17-

16	「愛知県の最低賃金を 1500 円以上に改正することを求める意見書」写	令和 5 年 7 月 24 日	生協労連愛知県協議会	-18-
17	「2023 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」写	令和 5 年 7 月 24 日	愛知県労働者学習協議会	-20-
18	最低賃金の大幅引き上げは待ったなし時給 1500 円に向けた道筋を示そう「2023 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」写	令和 5 年 7 月 24 日	愛知県社会保障推進協議会	-21-
19	2023 年、愛知県の最低賃金正決定に関する意見書写	令和 5 年 7 月 24 日	J M I T U 愛知地方本部	-22-
20	最低賃金 1500 円以上の大幅引き上げで貧困をなくし持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を「2023 年 愛知県の最低賃金の改定決定に関する意見書」写	令和 5 年 7 月 24 日	愛知県労働組合総連合 女性協議会	-23-
21	「2023 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」写	令和 5 年 7 月 24 日	愛労連パート臨時労組連絡会	-26-
22	「2023 年 愛知県の最低賃金大幅引き上げを求める意見書」写	令和 5 年 7 月 24 日	愛知民連労働組合連合会	-27-
23	2023 年 愛知県の最低賃金を 1500 円に引き上げを求める意見書写	令和 5 年 7 月 24 日	全国福祉保育労働組合 東海地方本部	-29-
24	「2023 年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」~ 1500 円への引き上げ・中小企業への支援要望を国へ~ 写	令和 5 年 7 月 24 日	愛知県労働組合総連合 (愛労連)	-30-
25	愛知県地域最低賃金を 1,500 円に改定するよう求める意見書写	令和 5 年 7 月 25 日	名古屋ふれあいユニオン	-31-
26	愛知県最低賃金の改正決定に係る意見書写	令和 5 年 7 月 25 日	愛知地域労働組合きずな	-32-
27	高物価のもとで全国一律最低賃金制の早期法制化を、中小企業への直接支援を先行することとあわせ国や県に対して要望していただくとともに、一刻も早く物価高騰を大幅に上回る改定額として、時給 1500 円以上の諮問、決定を求める意見書写	令和 5 年 7 月 25 日	第 99 回栄総行動実行委員会 全労連・全国一般労働組合 愛知地方本部名古屋地域支部 J M I T U 愛知地方本部 愛知支部 障害者労働組合	-33-
28	2023 年県の最低賃金の改正決定に関する意見書写	令和 5 年 7 月 25 日	日本自治体労働組合総連合 愛知県本部	-41-

2023年7月12日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市中川区宮脇町 2-99-2
全日本建設交運一般労働組合愛知県本部
執行委員長 田村一志

「2023年 愛知県の最低賃金を1500円に引き上げることを求めます」

今般の急激な物価高騰のなかで、経済的な困窮に陥っている人たちが大勢おり、最低賃金の大幅引き上げが今こそ求められています。

私たちの労働組合には保育士、学童保育指導員として働く者がいますので、その現場から見える「家族生活」という観点から意見を述べたいと思います。

まず、厚生労働省の国民生活基礎調査において18歳未満の割合を示す子どもの相対的貧困率の統計を出しています。子どもの貧困率とは所得が中間の人の半分未満の世帯にいる子どもの割合のことを言います。

その子どもの貧困率は2021年に11・5%という状況です。ひとり親世帯でみると44・5%にのぼり、半数近くが経済的に本当に苦しい状況となっています。

あるシングル世帯の母親は、午前から昼過ぎにかけてファーストフード店で働き、夕方は新聞の夕刊配達をして、働きながら子どもを育てています。また、別のシングルマザーは、昼間はパートで働き、夜には飲食店で働き、その夜の時間は子どもを一人で家においておけないために子どもは店のバックヤードで母親の仕事の終わりを待っているという生活を送っています。そこまで働かないと、日々の生活を送るだけの収入を得られない、そしてその生活もおそらくギリギリの生活水準であることは容易に想像ができます。

働いてもまともな生活が送れない、こうした状況をいつまでも放置できません。

こうしたことを踏まえ、以下3点を求めます。

ひとつめに、審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をし、愛知県の最低賃金を1500円以上にしてください。

ふたつめに、専門部会の公開を強く求めます。中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。

みつめに、審議会での労働者の意見陳述を行ってください。

真摯な審議をお願いします。

以上



2023年7月12日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 名古屋市中区大須4-10-26
大須土方ドリームマンション801
組 織 名 愛知県教職員労働組合協議会
代 表 者 議長 岩澤 弘之

「2023年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」

「ガソリンの値段が170円を超えた」「100円台であった卵の値段が300円台になった」「日頃使っているお気に入りの採点ペンが値上がった」「パンも米も物価が上がったのに給料が上がらない」「子どもの定期代も値上がりした」、これらは教職員の職員室での会話です。

現在の学校現場は、県費負担教職員だけではなく市費や町村費で雇用されるスクールサポートスタッフや用務員、事務職補助や図書館司書補助など、多くの「職員」が働いています。彼らは時給1000円前後で雇われ、それだけでは生活できないためにダブルワークも珍しくありません。

愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています。直近の物価上昇率で再計算すると1600円前後となっています。時給1000円で生活しようとする、1.6倍の時間数を労働に費やさなくてはなりません。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

その際、審議は公開でおこなってください。中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。また、全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以 上



2023年7月12日

愛知地方最低賃金審議会 様

千種名東地域労働組合総連合
議長 神村 敬太郎

「最低賃金の大幅引き上げ」「国に中小企業支援の要望を提出すること」を求める意見書

2023年の愛知地方最低賃金審議会の開催にあたり、下記のように要請します。

1、愛知県の最低賃金を1500円以上に引き上げるよう審議会に求めること。

最近の異常な物価高騰で労働者・国民の生活は大変な状況になっています。電気代を節約するため、高齢者は図書館やスーパーマーケットに避難している実態をご存じでしょうか。

労働組合が行っている「生計費調査」では、若者がアパートを借りて生活しようとするれば時給1500円は最低必要との結果が出ています。これは都会でも地方でも同じです。とりわけ、非正規雇用が増大している今だからこそ、最低賃金の大幅な引き上げが求められています。

2、国に中小企業支援の要望を提出すること

中小企業の賃上げは大企業に比べ困難になっているのが実情です。愛知県では審議会で中小零細企業に対する支援の必要性についての発言があったにもかかわらず、政府への要望書を提出するには至らなかったと聞いています。

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援は一体のものとして進めることが重要と考えています。是非、国への意見書を提出していただきますよう要望します。

以上



2023年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 豊橋市中柴町 100-1
 組 織 名 東三河労働組合総連合
 代 表 者 議長 中村 泰久

愛知県民を物価高騰から守るために、愛知県最低賃金を 1500円以上に引き上げることを求める意見書

1. 最低賃金 986 円ではまともな生活は送れません

最低賃金 986 円で 8 時間 22 日間働くと 173,536 円です。ここから保険料等が引かれ、手元に残るのは、15 万円あるでしょうか。これで、まともな生活が送れるとは到底思えません。

昨今の物価高騰は異常と言えます。例えば、中部電力のホームページによると 1 ヶ月当りの電気料金(税込)は、2021 年 4 月 6,310 円 2022 年 4 月 8,076 円 2023 年 4 月 7,478 円(モデル家庭)とあります。2023 年だけ一見下がったように見えます。これは政府の激変緩和措置による一時的な値下がりです。平均補助額 1,820 円を加えると、2023 年 4 月は 9,298 円となります。激変緩和措置は 9 月までだそうです。まさに急騰です。食品・ガソリン代等の高騰も言うまでもなく、生活に欠かせないものの価格が高騰しているのはご承知のとおりです。

今こそ、最低賃金を 1500 円(月額 264,000 円)に引き上げることを要望します。

2. 全国 35 の地方審議会同様、中小企業支援を国に要望して下さい

四半世紀にわたり日本の労働者の実質賃金は下がり続けています。非正規労働者の増加(労働者の約 4 割)は企業側の人件費カットとしては有意だったかもしれませんが、しかし、国民の購買意欲は減少し、経済がしぼんでいく可能性もあります。大企業栄えて民滅ぶ、これは民主主義の国のあり方ではありません。

国内の経済を元気にさせる為に、最低賃金の大幅引き上げは大切な政策だと考えます。もちろん中小企業への政府としての力強い補助は大切で、それなくしては大幅引き上げは困難でしょう。

全国 35 地方審議会が「中小企業への支援策拡充等」を政府に要望していると聞きます。是非とも貴審議会においても同様の要望を政府に提出することを望みます。

3. 大幅引き上げ、そして全国一律へ

2022 年の私どもの調査で、東三河における求人時給が西三河・名古屋地区等に比べ、下回っていることが明らかになりました。理由は隣接・静岡県の最低賃金が 913 円(愛知県 955 円)と愛知に比べ低く、求人時給を最賃程度にしても静岡県からの求人が見込まれること、などです。

東三河の労働条件が「隣接する静岡県に引っ張られて」愛知県内他地域に比べ良くない。そういったことも明らかになりました。東三河だけでなく、どうか、全国を元気にするためにも「全国一律最賃制度」の実現を展望して下さい。

4. 実態をリアルに把握するために、意見陳述と専門部会の公開をしてください

最低賃金の低さを痛感しているのは、現場の労働者です。是非ともそういった労働者に審議会での意見陳述をさせてください。また、専門部会の公開によって更に議論が深まるようにしてください。

以 上



2023年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 御中

田区沢下町9-3
 労働会館本館405
 全労組愛知地方本部
 部長 煤本國治

2023年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書

生活に欠かせない食料品や日用品が、1割から2割値上がりし、私たちの暮らしは大変厳しい状況にあります。このような状況で、人々の生活を守り、景気を上向かせるためにも、最低賃金の大幅な引き上げが欠かせません。賃金を底上げし、消費を向上させることで、社会全体の経済を活性化させることができると考えます。加えて、電気代・ガス代、仕入れの値上げにより利益の減少に苦しむ中小企業・業者に向け消費税減税・インボイス制度の廃止・社会保険料の負担軽減などの中小企業・業者への支援策を取ることが必要です。中小企業・業者に向けて利用しやすく力強い財政支援の拡充は不可欠と考えます。是非とも国や県に対し政策要望を行ってください。

最低賃金の大幅引き上げは生活を維持するために絶対に必要です。愛知での最低生計費試算調査では、8時間働いて普通に暮らせるための時間給は1,500円を超えています。全国で行われた調査でもほとんどで1,500円を超える結果が出ています。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。早期に全国一律の最低賃金が1,500円となるように議論をしてください。

また、愛知県でも専門部会を公開し、審議会でも労働者の意見陳述を実施して下さい。労働者の生活実態に基づいた意見を聞いて、真摯な審議が行われることを求めます。

以上



2023年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 名古屋市中区丸の内3-5-2
組 織 名 愛知県国家公務関連労働組合共闘会議
代 表 者 議長 國枝 孝幸

「2023年 愛知県の最低賃金1,500円への引上げを求める意見書」

今般の急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引き上げは生活を維持するために絶対に必要です。愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています（月150労働換算。全国でもほとんどが1500円を超えています）。直近の物価上昇率で再計算すると1600円前後となっています。

審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

国家公務員は最低賃金法の適用外となっており、審議にはそぐわないかもしれませんが、国家公務員採用試験の受験者数が減少し、採用されても数年で退職する若手職員が後を絶たず、優秀な人材確保に困難な状況となっています。こうした現象は、公務員賃金の低さにその一因があります。

最低賃金を引き上げれば、民間企業の初任給が引き上がり、その結果、人事院勧告により国家公務員賃金も引き上げられ、公務員賃金を底上げすることとなります。

最賃の大幅引き上げは、中小企業の経営に影響を与えます。昨年、全国の35都道府県の審議会では答申で政策要望が示されました。残念ながら愛知は行われていません。最賃の大幅引き上げは、経済効果の好循環をもたらすと考えますが、それまでの間、中小企業への財政支援が必要です。今年こそ、国や県に対し政策要望を行ってください。

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。

こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。お隣の三重県でも専門部会の公開が決まりました。明るいニュースです。「闇の審議」では県民の理解が得られません。専門部会の公開を強く求めます。

全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。労働者の生活実態の生の声を聞いて審議を行うことになぜ背を向けるのでしょうか。最賃法的主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以 上



愛知地方最低賃金審議会殿

最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

2023年7月18日

生活保護引き下げ反対愛知連絡会

最低賃金の改定を巡る議論が本格化している。物価高で厳しい生活を強いられる中、働く人が安心できる水準に引き上げることが必要だ。食品や電気料金の値上げが続いており、5月の全国消費者物価指数は前年同月比3.2%上昇し、21カ月連続で前年同月を上回った。生活防衛のための節約にも限界があり、物価高に耐えられる水準への引き上げが期待されている。なかでも低所得者ほど生活費に占める食費や水道光熱費の割合が高く、今日の物価上昇は生活を直撃している。

最低賃金法は労働者の賃金を直接決める唯一の法律であり、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」とされている(第9条)。労働者には労働再生産に必要な費用も含まなければならない。

全労連などの最低生計費調査によれば1日8時間、週40時間で健康で文化的な最低限度の生活をするためには全国どこでも一時間1600円前後が必要となっている。同調査によれば住居費・駐車料金等は都市部のほうが高いがコンビニの価格や医療費、公共料金などはほとんど変わらず、地方では通勤に車が不可欠となるなど全国一律で最低賃金を1,500円以上とすることは急務である。

日本は失われた30年のなかで一部の大企業が巨大な内部留保を貯える一方で賃金は低いままにされてきた。このような国は先進国のなかで日本だけである。労働政策研究・研修機構によると英国やフランスの最低賃金は約1,800~1,900円となっている。今では韓国も日本を上回っている。最低賃金の大幅引き上げは最も有効な少子化対策でもあり、早急な改善が求められる。

いっぽう最低賃金の引き上げは中小零細企業の経営を圧迫しかねない。下請け企業が確実に取引価格に転嫁できるよう国が責任を持つことと合わせて中小企業への直接支援も求められている。



2023年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 愛知県知立市東栄3-25
組 織 名 西三河地域労働組合総連合
代 表 者 議長 櫻井 善行

意見書 恵まれない立場の労働者にも目を向けた愛知県の最低賃金の改正を

昨今の急激な物価高騰は、働くものの生活を脅かし、人間らしく生きていくことを困難にしています。私たちの活動地域である、西三河は世界に名をなす大企業であるトヨタの関連の上位企業の相対的に高い処遇に対し、周辺に位置する中小零細企業の労働者や外国人をはじめとした非正規労働者の賃金水準は劣悪です。最低賃金の大幅引き上げは、そうした人々の生活を維持するために絶対に必要です。時給 1500 円のアップは、働くものにとって最低限の要求です。「先進国」にふさわしい最低賃金にしてください。

愛知の最低生計費試算調査では、時間給で 1500 円を超えています（月 150 労働換算。全国でもほとんどが 1500 円を超えています）。直近の物価上昇率で再計算すると 1600 円前後となっています。 審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてくだ



さい。

一方最低賃金の大幅引き上げは、中小企業の経営に影響を与えますが。それは政策的な支援が必要とされます。昨年、全国の35都道府県の審議会では答申で政策要望が示されましたが、愛知では行われていません。中小企業への財政支援も含めて、貴審議会で、国や県に対し積極的な政策要望を行ってください。

また私たちは、専門部会の公開を強く求めます。中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。お隣の三重県でも専門部会の公開が決まりました。「闇の審議」では県民の理解が得られません。専門部会の公開を強く求めます。

全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」の樹会を実現して下さい。最低賃金の改正には、労働者の生活実態の生の声を聞いて審議を行うことが不可欠です。最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以 上

2023年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 愛知県名古屋市熱田区沢下町9-3
 組 織 名 愛知県医療介護福祉労働組合連合会
 代表者 執行委員長 渡邊 一

2023年 愛知県の最低賃金大幅引き上げを求める意見書

私たちは国民のいのちとくらしをまもる医療・介護・福祉労働者として、誰でも最低賃金1,500円以上への引き上げを求めています。しかし実際は、愛知県の最低賃金986円がベースにあるため、県内の医療・介護・福祉労働者の賃金は低く抑えられています。

新型コロナウイルスによるパンデミックから3年半が経過しましたが、国民のいのちと健康を守るために、自らの感染リスクもある中、強い行動制限も受け入れ、コロナの影響でボーナスを削減されながらも、責任感や使命感でなんとか医療現場を支えてきました。疲れ切って、ついに心が折れて医療現場を去ってしまう従事者も増加しています。物価高騰で生活も厳しく、現在の賃金では働き続けることができません。

愛知県民の命を守る上でも、愛知県最低賃金審議会の役割は厳に重く、早期の引上げを求めて以下に意見を述べます。

1. 今審議会では、最低でも時給1000円以上の引き上げを

医療・介護職は国家資格を持つ専門職でありながら、他産業に比べて賃金が低いです。厚生労働省の2022年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師(31万8千円)と教員(43万9千円)の所定内賃金を比較すると看護師は12万1千円低い実態にあり、更に介護職員の所定内賃金は24万2千円と、全産業平均に比べて月額で69,600円も低くなっています。介護職の低すぎる賃金が人手不足を深刻化させている現状があり、抜本的な改善が不可欠です。非正規職員では特に介護職、病院内保育士、看護補助、調理師、病院事務などは愛知最低賃金に張り付いた時給額です。全産業平均に比べ月7~8万円も低い賃金体系では、専門職の責任の重さに比してあまりに低い賃金であり、離職を止められません。

昨年2月から行われた政府の経済対策による、看護・介護の処遇改善補助金でも非正規職員は時給30~60円程度の引き上げにしかありません。

経済回復のためには国内消費を上げる必要があります。医療・介護・福祉の職場から早期に1,000円未満の時給をなくすため、今年は1,000円以上、早期に1,500円以上の答申を行うことを強く求めます。

2. 全国一律最賃制度の実現



欧米諸国がコロナ禍で雇用対策として最賃 1,500 円以上に改善をすすめているなか、日本の最低賃金は、他の先進国と比べても非常に低い実態です。地域間格差は同じ看護職であっても初任給で5万円もの差があり、依然として大きな賃金格差となっています。この賃金格差により、賃金の低い地方から高い地方への流出が避けられず、過疎化の進行や地域間の経済格差、医療・介護・福祉現場では人材確保ができず、医療崩壊などを招きかねない事態となっています（資料 グラフ参照）。

3. 労働者の声をきき、最賃審議会に公開性を求める

愛知県医労連は県内の医療介護福祉労働者 12,527 名を組織しており、非正規は 1,584 名組織しています。低い診療報酬・介護報酬のもとで、非正規労働者は年々増加しています。民間病院では5割以上、訪問系の介護事業所では約9割もの非正規労働者が占めています。物価高騰・エネルギー価格高騰が、非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

非正規職員の声、医療・介護・福祉産業の低い賃金に置かれた職員の意見が集約されるよう当事者の意見陳述の場を要請します。また、労働者委員に多様な潮流の労働組合が参画できるよう強く要請します。

最後に、愛知地方最低賃金審議会専門部会を「非公開」とせず、公開し、広く県民に知らせていただくことを要請します。中央最低賃金審議会も、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。三重県でも専門部会の公開が決まりました。密室審議では県民の理解が得られません。専門部会の公開を強く求めます。

以上

<参考>



2023年7月19日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 名古屋市熱田区
組 織 名 全日本国立医療労
愛知地区協議会
代表者 議長 藤井 典代

「2023年愛知県の最低賃金を大幅に引き上げる事を求める意見書」

愛知県労働局が発表した2023年春季賃上げ結果（7月7日）では、平均妥結額1万425円、平均引上げ率3.32%と発表されています。

これをそのまま愛知県の「最低賃金」に反映させると、 $986円 \times 3.32\% = 1,019円 (+33円)$ となります。これは最低限の引上げレベルであるとともに、昨年2022年10月の最低賃金引上げ額31円（2022年春季賃上げ結果1.69%）からすれば、最低でも60円以上の引上げ額は当然のことと考えます。

そして、今般の急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引き上げで県民生活を維持し、安定化させるためには、過去最大の大幅な引き上げは絶対条件です。

当「審議会」には、その責任が託されています。

愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています（月150労働換算。全国でもほとんどが1500円を超えています）。直近の物価上昇率で再計算すると1600円前後となっています。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

そして、早期に1,500円を達成するための行程計画を策定してください。

「最低賃金法」の主旨・目的からしても、抜本的改善は急務であると考えます。

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする（第1条）。

最賃の大幅引き上げは、中小企業の経営に影響を与えます。昨年、全国の35都道府県の審議会では「答申」で政策要望が示されました。残念ながら愛知は行われていません。最賃の大幅引き上げは、経済効果の好循環をもたらすと考えますが、それまでの間、中小企業への財政支援が必要です。今年こそ、国や県に対し政策要望を行ってください。

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。

こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。お隣の三重県でも専門部会の公開が決まりました。明るいニュースです。「闇の審議」では県民の理解が得られません。専門部会の公開を強く求めます。

全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。労働者の生活実態の生の声を聞いて審議を行うことになぜ背を向けるのでしょうか。最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以上



2023年7月18日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 名古屋市中区三の丸2-5-1
組 織 名 国土交通労働組合東海建設支部
代 表 者 執行委員長 山下 仁司

「2023年 愛知県の最低賃金1,500円への引上げを求める意見書」

今般の急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引き上げは生活を維持するために絶対に必要です。愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています（月150労働換算。全国でもほとんどが1500円を超えています）。直近の物価上昇率で再計算すると1600円前後となっています。

審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

国家公務員は最低賃金法の適用外となっており、審議にはそぐわないかもしれませんが、国家公務員採用試験の受験者数が減少し、採用されても数年で退職する若手職員が後を絶たず、優秀な人材確保に困難な状況となっています。こうした現象は、公務員賃金の低さにその一因があります。

最低賃金を引き上げれば、民間企業の初任給が引き上がり、その結果、人事院勧告により国家公務員賃金も引き上げられ、公務員賃金を底上げすることとなります。

最賃の大幅引き上げは、中小企業の経営に影響を与えます。昨年、全国の35都道府県の審議会では答申で政策要望が示されました。残念ながら愛知は行われていません。最賃の大幅引き上げは、経済効果の好循環をもたらすと考えますが、それまでの間、中小企業への財政支援が必要です。今年こそ、国や県に対し政策要望を行ってください。

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。

こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。お隣の三重県でも専門部会の公開が決まりました。明るいニュースです。「闇の審議」では県民の理解が得られません。専門部会の公開を強く求めます。

全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。労働者の生活実態の生の声を聞いて審議を行うことになぜ背を向けるのでしょうか。最賃法的主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以 上



2023年7月20日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 名古屋市熱田区沢下町9番7号
 労働会館東館3階
 愛労連労働相談センター
 所長 葛谷輝起

2023年愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書

今般の急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引き上げは生活を維持するために絶対に必要です。

労働相談センターでも時給が低く生活が苦しいと訴える相談者も多くいます。なかには最賃以下で働いている人もいます。もちろんそれは最低賃金法違反ですので、労働基準監督署に申告して下さいとアドバイスしています。

愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています（月150労働換算。全国でもほとんどが1500円を超えています）。直近の物価上昇率で再計算すると1600円前後となっています。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

最賃の大幅引き上げは、中小企業の経営に影響を与えます。昨年、全国の35都道府県の審議会では答申で政策要望が示されました。残念ながら愛知は行われていません。最賃の大幅引き上げは、経済効果の好循環をもたらすと考えますが、それまでの間、中小企業への財政支援が必要です。今年こそ、国や県に対し政策要望を行ってください。

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。

こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。お隣の三重県でも専門部会の公開が決まりました。明るいニュースです。「闇の審議」では県民の理解が得られません。専門部会の公開を強く求めます。

全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。労働者の生活実態の生の声を聞いて審議を行うことになぜ背を向けるのでしょうか。最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以 上



2023年7月21日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市市中村区椿町 20-15 名古屋国鉄会館 6階

国鉄労働組合名古屋地方本部

執行委員長 土谷 敏幸

最低賃金は1500円への引き上げを求めます

日頃の審議、たいへんお疲れ様です。

さて私ども国鉄労働組合はJR東海、JR貨物、JR関連企業で働く者で組織しています。

JRではこの間、関連企業への業務委託外注化が深度化し、関連企業では駅員で言えば制服は同じようでも実態は最低賃金ラインの低賃金での格差労働を強いられてきているのが実態です。企業の方は最低賃金を大きく上回る1500円で実際に働いてもらおうとするとなると国や県などの財政支援や措置無しではまさに倒産を迫られるような状況となってしまいます。

しかし、今般の急激な物価高騰の中で、最低賃金の大幅な引き上げは生活を維持するために絶対に必要であることは明らかです。愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えていると聞きます。全国でもほとんどが1500円を超えていると聞きます。また、直近の物価上昇率で再計算すると1600円前後となっているとも聞きます。貴審議会・専門部会ではこのような働く者の生活実態を踏まえた審議を求めます。

前述したようにJR関連企業でも、最低賃金の大幅な引き上げは、企業の経営に影響を与えます。昨年、全国の35都道府県の審議会では答申で政策要望が示されました。残念ながら愛知は行われていないと聞きます。最低賃金の大幅な引き上げは、経済効果の好循環をもたらすと考えますが、それまでの間、中小企業への財政支援が切実です。国や県に対し、政策要望を行ってください。

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。

こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。お隣の三重県でも専門部会の公開が決まりました。非公開の審議では県民の理解が得られないのではないのでしょうか。専門部会の公開を強く求めます。

最後に、全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現し、労働者の生活実態の生の声を聞いて審議を行うことで、最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯で丁寧な審議を求めます。



以上

2023年7月21日

愛知地方最低賃金審議会 御中

愛労連・エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチーム
担当者 竹内 創（愛労連事務局長）

ケア労働者にも影響を及ぼす最低賃金を 1500円以上に引き上げることを求める意見書

愛労連内のケア労働者を組織している、自治労連・医労連・福保労・建交労・生協労連の5単産で構成している、「エッセンシャルワーカー大幅賃上げ・大幅増員プロジェクトチーム」です。愛知県最低賃金審議会へ意見を申し出ます。

ケア労働者の賃金の実態 全産業平均より約7万円低い

日本の労働者の実質賃金は、四半世紀にわたって下がり続けています。コロナ禍でケア労働者の賃金が低すぎることで可視化され、政府は処遇改善事業に動いたことは重要です。しかし、対象が極めて限定的であるなどの根本的な問題は改善されておらず、すべてのケア労働者の大幅賃上げを実現する制度にはなっていません。様々な専門職や事務、現業職の労働者がチームとなって仕事をしている実態に即した制度への改善が必要です。また、公立施設も処遇改善事業の対象になっているのにも関わらず、公務職場のケア労働者の賃上げは実現していません。ケア労働者の賃金や一時金は他産業より低く、業務量、業務内容に見合わないことへの不満が離職を加速させています。ケア労働者の現場は人材不足・過密労働でありそこで重要になってくるのが最低賃金1500円以上の引き上げです。

ケア労働者は命・暮らし・人権の担い手であり、高度な専門性をもつ仕事でありながら、低賃金で最低賃金の近傍で働いています。最低賃金の引き上げはすなわちケア労働者の賃上げに直結します。人材確保に苦慮しているケア労働者の賃金引き上げは待ったなしです。最低賃金1500円以上の引き上げを強く要請するものです。

自立した生活が送れるように

愛知の最低賃金は986円で年労働時間1800時間で換算すると年収177万4800円です。明らかなワーキングプアであり、この金額では個人が自立した生活を送ることはできません。時間給1500円としても年収270万円でありワーキングプア状態から抜け出すことができません。すでに韓国では東京の最低賃金を追い抜き時間給1080円になったとの報道がありました。わが国の格差と貧困は深刻です。子どもの6人に1人が貧困状態といわれており、いま最低賃金を1500円以上に引き上げることは急務の課題です。

日本国憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を送る上でも、「必要な賃金の水準」について政府に進言していくことが重要です。

すべての労働者の賃上げにつながる中小企業支援の抜本的強化を

愛知県では8割が中小企業であり、最低賃金の引き上げは、企業経営を圧迫し、労働者の賃上げに転嫁できない状況があります。中小企業支援策を国や愛知県・自治体の責任で実施し、中小企業の負担軽減を国に進言してください。

以上



2023年7月21日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 愛知県名古屋市緑区浦里1-83
 鳴海西団地1-102
 組織名 北医療生活協同組合労働組合
 島崎 宏行 (組合員)

2023年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書

愛知県民のための労働行政へのご努力に敬意を表します。

私は、愛知県内に事業所を置く北医療生活協同組合というところで働いています。その職員たちで結成している北医療生活協労働組合の一員として、愛知県の最低賃金の改正決定に向けて意見を申し出ます。

愛知の最低賃金は今 986 円です。愛知地方最低賃金審議会のみなさん、この額でフルタイムで働けば、誰もが健康で文化的と言える水準の暮らしができると思われますか？この額でフルタイムで働けば、家族を健やかに養えると思えますか？老後の生活を恙（つつが）なく送れるだけの資金を蓄えることができますでしょうか？・・・そんなことは到底かなわない金額ですよ。

私自身、いまの賃金は最低賃金をほんの少し上回る程度です。なんとか 2 人の子育てを終え定年を迎え、今は再雇用の身分で働いていますが、正直な話し老後の蓄えは本当にわずかです。今さら慌てても仕方ありませんが、この先の方が一の介護施設入所やもしものときの医療にかかる費用への不安はつきません。日々の暮らしではどうしても必要でなければ支出は控えるようにして清貧な生活を心がけていますが、自ずと人づきあいや社会の流行から取り残されていくのがわかって淋しいです。

こうした賃金をめぐる不安や不満は、若い方たちも含めてほとんどの方が抱いているのではないのでしょうか。

ご承知のように、日本では実質賃金がもう 30 年も上がっていません。そして昨今の物価高騰は本当に深刻で、可処分所得がどんどん目減りしています。そして、そこから差し引かれるサラリーマンの税・社会保険料の負担率は 4 割以上という状況です。こうして苦しんでいるのが我が国の圧倒的多数の労働者とその家族です。真面目に働いて正直に暮らしていけば、きっと明るい未来がやってくる…そんな希望を見出しにくいのが、今の私たちの国の姿だと思います。

貴愛知地方最低賃金審議会が今回、最低賃金を 1500 円以上に改正し、こうした状況を打破していただくよう強く願うものです。

最低賃金が上がれば正規雇用の人の賃金も上がりますが、あらためて 1500 円以上の改正を強くお願いします。20 円や 30 円の改正では貯蓄に回ってしまうだけで、購買力向上には結びつきません。思い切って 1500 円以上の改正を行ってこそ、労働者・国民の生活改善や地域経済の活性化につながることを強く訴えるものです。

もう一点要望がありますが、審議会に一般県民の傍聴を認め、オープンな審議を行うよう改めてください。

審議会のみなさんの改正決定が、愛知県民にとって明るい希望をもたらすことにつながることを願って、私の意見いたします。

以上



2023年7月21日

愛知地方最低賃金審議会 御中



住所 長久手市蟹原 2001
 コープあいち名東センター 2F
 組織名 生協労連愛知県協議会
 代表者 若井 和則

「愛知県の最低賃金を 1500 円以上に改正することを求める意見書」

日ごろより労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。本年度の愛知地方最低賃金審議会の開催にあたり、生協労連愛知県協議会として、下記3項目について意見書を提出いたします。意見書の主旨を審議会で説明し、十分な議論をしていただくよう要望いたします。

1. 愛知県の最低賃金を 1500 円以上に引き上げること。

長引くコロナ禍のもと、非正規労働者が多く働く飲食業や観光業などを中心に、休業や営業時間の短縮などが続き、非正規労働者には大変な深刻な影響が及んでいます。加えて、異常な物価高騰によって、元々貯蓄すらままならないぎりぎりの生活が、貧困状態にまで落ちこんでいます。時間給・非正規労働者から寄せられた、厳しい生活実態と最低賃金引き上げに対する期待の声を紹介します。

<事務職:30代女性>

切り詰めることが当たり前の生活からは節約なんてできるわけがない。病気になったらどうしよう、子供の学費はどうしよう、老後は年金だけで暮らしていけるわけがない。そのための貯金をする余裕もない、だから死ぬまで働かなきゃ。将来の不安を抱え続けなければならない生活。友達の結婚式にご祝儀を用意するだけの余裕もなく、借金するかどうか考える。こういう現状の中で、私たちが切り詰められるのは基本的な生活の部分です。夕飯のおかずをもう一品、おにぎりともう一品、それを贅沢だと食べることをあきらめる。ダブルワーク、トリプルワークで寝る間も惜しんでくれたくたの生活をするのが健康でしょうか？お金をかけずに、ただとにかくおなかを満たすためにどうしたらいいか日々思い悩む暮らしは健康ですか？家族、友人、知人のお祝いを阻害されることが文化的でしょうか？習い事をしたい、塾に行きたい、家族と旅行にいきたい、を夢物語にすることが文化的ですか？「最低限度の生活」ってホームレスにならなければいいということですか？

<店舗勤務:40代女性>

娘の児童発達支援事業所の利用を始めるにあたり、どうしても平日のお休みが必要になるため、正規からパートに契約を変更しました。現在の勤務は週4日、時給1040円、契約時間9時半～18時、年収は120万円程度です。正規職員時は、時短勤務をしていたため9時半～16時半の勤務でしたが、年収は270万円程度ありました。収入を少しでも取り返すため、勤務日の拘束時間は極力長くしましたが、それでも半分以下になりました。今年ようやく自分の奨学金の返済を終えたのですが、入れ替わりのタイミングで収入が減ることになりました。親子3人で慎ましく生活するだけならなんとかかかりますが、貯蓄に回すまでの余裕はありません。最低限の子どもの進学費用は取っておいてありますが、費用のか

かる理系学部や、留学などを希望したとしても安心して送り出してあげられるか…というところまでの余裕はありません。これから出てくる娘の夢や目標を、お金で諦めさせたくはありません。

「日々の生活で精いっぱい」「将来が不安」「子供の将来を明るく思い描けない」これが非正規労働者に共通する声です。厳しい暮らしの実態を少しでも改善するため、自分の時間給・収入に直結する最低賃金引き上げに対する期待は、非常に強いものがあります。非正規労働者の厳しい生活実態や最低賃金引き上げへの期待を受け止めていただき、1500円以上への引き上げをお願いします。

2. 公労使の3者で協議する専門部会での審議を公開する事

今年4月に公表された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、目安審議について「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」との結論が出されました。この結論を踏まえ、隣の三重県をはじめ、全国各県の審議会でも次々と専門部会の公開が決まっています。最低賃金の動向は、時間給・非正規労働者はもちろん、愛知県で働くすべての労働者の賃金に影響を与えます。さらに、労働者世帯の消費やサービスの利用を通して、企業の生産と供給にもその影響が及び、地域経済や人口の動態にも関わります。最低賃金の動向は、全ての県民にとって重要な問題であり、その審議は広く県民に公開されるべきものと考えます。

3. 愛知地方最低賃金審議会または愛知県最低賃金専門部会で、非正規労働者の意見陳述の場を設けること。

最低賃金の水準やその改正結果は、何よりもまず時間給で働く非正規労働者に大きな影響を与えます。私たちが実施した愛知県採用時給調査でも、最低賃金近傍での採用時給が少なくありませんでした。その求人の雇用形態・勤務内容は、短時間のパートアルバイトを中心とした非正規労働者です。先に紹介した通り、時間給・非正規で働く労働者からは、大変苦しい生活実態と、最低賃金引き上げに対する強い期待が寄せられています。

最低賃金法施行規則第11条に、関係労働者を会議に出席させその意見を聞くよう定められている事からも、最低賃金の動向に大きな影響を受ける非正規労働者の実態や期待の声を直接聞いて、審議会の議論に反映していただく事を強く要望します。

以上

2023年7月24日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市熱田区沢下町9-3
愛知県労働者学習協議会
代表者・青山 浩

「2023年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」

今般の急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引き上げは生活を維持するために絶対に必要です。

愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています(月150労働換算。全国でもほとんどが1500円を超えています)。直近の物価上昇率で再計算すると1600円前後となっています。

審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

最賃の大幅引き上げは、中小企業の経営に影響を与えます。昨年、全国の35都道府県の審議会では答申で政策要望が示されました。残念ながら愛知は行われていません。最賃の大幅引き上げは、経済効果の好循環をもたらすと考えますが、それまでの間、中小企業への財政支援が必要です。今年こそ、国や県に対し政策要望を行ってください。

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しない」という2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。専門部会の公開を強く求めます。

全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。

労働者の生活実態の生の声を聞いて審議を行うことになぜ背を向けるのでしょうか。最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

言い訳を、ぐだぐだ言わずにすぐ全国一律1500円以上の最低賃金の実行をお願いします。

以上



2023年7月24日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 名古屋市熱田区沢下
労働会館東館3F
組 織 名 愛知県社会保障推進
代 表 者 議長 森谷 光

最低賃金の大幅引き上げは待たなし 時給 1500 円に向けた道筋を示そう 「2023年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」

労働法制の規制緩和が、非正規労働者を大量に生みだし、低賃金でいつでも解雇できる仕組みによって、人間をモノのように使い捨てる働かせ方を拡大してきました。また、正社員への労働時間規制の緩和によって、長時間労働を常態化してきました。「過労死(カローシ)」が国際語となったように、日本特有の異常な労働実態です。非正規雇用と長時間労働の拡大は、労働者全体への「賃下げ圧力」となり、日本を「賃金が上がらない国」へと転落させてきました。

昨年からの物価高騰が止まらない中、6月の消費者物価は、前年同月比3.3%増と22カ月連続の上昇と最低賃金の引き上げは切実です。時給219円もの違いがある地域間格差をなくし、全国一律1500円への引き上げが急務です。

医療・介護・福祉・年金・子育て・障害などとともに、生活保護を運動の柱に据え社会保障の充実を求める私たちにとって、最低賃金の改定は、最賃審議会でも生活保護の基準と比較されるなど憲法25条に示される社会保障との関係が多いにあります。県民が、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有することから、最低賃金法の9条に記載のとおり、最低賃金と生活保護との整合性が求められます。特に、生活保護の基準は、就学援助の支給基準、医療費の自己負担限度額、施設の利用料負担額、地方税の非課税限度額など47の制度と連動し関連しています。今回の改定にあたり、生活改善を図るなら大幅な引き上げは待たなしの状況ではないでしょうか。そして、時給1500円に向けた道筋を示すことも重要視されなければなりません。

また、中央最低賃金審議会は「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。お隣の三重県でも専門部会の公開が決まりました。「闇の審議」では県民の理解が得られません。専門部会の公開が絶対必要です。

さらに、全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。労働者の生活実態の生の声を聞いて審議を行うことになぜ背を向けるのでしょうか。最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。



2023年7月24日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館402

JMITU愛知地方本部

執行委員長 北村 淳

2023年、愛知県の最低賃金正決定に関する意見書

勤労統計調査によると月毎の実質賃金が14ヶ月連続減となっています。23春闘での賃上げは物価高騰に追いついていません。2023年度の最低賃金審議に当たっては中小企業に働く労働者と非正規で働く労働者が安心して生活できる水準となるようご審議下さい。

南区にある〇社でのJMITUが行った春闘アンケートの結果は、29名中19名が正社員で後の10名はパート・アルバイトでした。10名の非正社員の方は愛知県の最低賃金で働いています。生活実感を尋ねた項目では「かなり苦しい」が17名、「やや苦しい」が12名という結果でした。愛知の自動車産業を支える下請け中小企業の実態です。最低賃金を時給1500円以上に引き上げることは、もう待ったなしです。

昨年の審議会では、私どもが提出した「意見書」の配布・説明がありませんでした。その理由の説明もありませんでした。意見を求めておきながら、あまりにも不誠実な審議会ではないでしょうか。

今年の審議会では必ず誠実な審議を行って下さい。

以上



2023年7月24日

愛知地方最低賃金審議会 御中



住所 名古屋市熱田区沢下町 9-7
労働会館東館 3F
組織名 愛知県労働組合総連合
代表者 議長 河合 祐美子

最低賃金 1500 円以上の大幅引き上げで 貧困をなくし持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を

「2023 年 愛知県の最低賃金の改定決定に関する意見書」

意見

1. 女性の貧困・自殺率の改善のためにも、最低賃金 1500 円以上の大幅な引き上げをおこなうこと。
2. 誰もが希望を持ち、結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。
3. 男女賃金格差=差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うとともに、地域間格差の是正と全国一律最低賃金制度の確立を行うこと。
- 4 「ひとり親世帯」が人間らしく生活ができるように、最低賃金の大幅な引き上げをおこなうこと。

意見理由

<女性の貧困、自殺率の改善のために>

2022年の最低賃金改定では、地方により30円～33円引き上げが行われたが、改定後の最低賃金の最高額は、東京1072円に対して最低額853円と219円もの開きがある。全労連と地方組織が取り組む「最低生計費試算調査結果」では、全国どこでも月額 24 万円（時間額 1,500 円）以上必要と出ている。日本の最低賃金は、平均で961円、最低が853円で沖縄など10県、最高は東京の1072円で、それでは生活できない低賃金である。労働者の生活を保障するナショナルミニマムとしての役割を果たしていないのが現状である。

2023年の骨太方針の原案が公表され、最低賃金は地域格差に配慮し、できる限り早期に全国加重平均で1000円以上を目指すことを打ち出した。しかし、「平均1,000円」は、2010年の政労使による「雇用戦略対話」合意で「2020年までに全国平均1,000円以上を目指す」としていたもので、既に3年も遅れており、私たちの要求である全国一律1,500円以上とは程遠い状況が続いている。

最低賃金の全国平均の 1.1 倍以下で働く人の割合は 2020 に 14.2%となり、2009 年の 7.5%から最低賃金近傍で働く労働者は 10 年で倍増している。1.3 倍以下の労働者は全体の 31.6%となっている。また、最低賃金の 1.15 倍未満で働く労働者の調査によれば、女性労働者の 22.51%（約 301 万人、男性の 2.7 倍）、女性のパート労働者の 41.20%（約 238 万人、男性の 3.5 倍）が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっている。産業別では、いわゆるエッセンシャルワーカーに最低賃金近傍で働く労働者が多いのが特徴である。卸売・小売業で働く女性労働者の 34.48%（約 98 万人）、宿泊業・飲食サービス業で働く女性労働者の 46.74%（約 53 万人）が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっている。

生活できない最低賃金であること、最低賃金近傍では働く労働者が急増し、あまりに低いことが、女性労働者やエッセンシャルワーカーの低賃金の歯止めになっていないのが、いまの最低賃金の実態である。

新型コロナの発生によって雇用環境の悪化、家庭的責任の大きい特に女性、なかでも非正規女性へのしわ寄せとなって現れた。その最たるものが、女性自殺者の増加であり、2022年の女性の自殺者数は7135人（前年比67人増）に上り、3年連続で増加している。働く女性の自殺者数はコロナ禍が始まった2020年（1706人）から微

減したものの、1696人に上り、コロナ禍以前の5年間（2015年～2019年の平均より3割増えている。暮らしをささえ、未来を見通せるようにするためにも、最低賃金1500円に大幅に引き上げるべきである。

<持続可能な社会にするために>

2022年の合計特殊出生率は過去最低の1.27となった。2023年2月に厚生労働省が発表した、2022年の人口動態統計の速報値によれば、年間出生数は79万9728人で、前年と比べ4万3169人（5.1%）減少。1899年の統計開始以来、初めて80万人を割り込み、過去最少となった。国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口では、外国人を含む出生数が80万人を下回るのは2033年と見込んでいたが、従来の想定を上回る速さで少子化が進んでいることが明らかになっている。

原因の大きな理由は非婚化である。収入が不安定な非正規労働者からは「食べていくので精一杯、奨学金返済もある。結婚するとか、子どもを産むことは到底考えられない。」ということが聞かれている。

全労連女性部は、2020年4月から7月にかけて、「女性労働者の労働実態及び男女平等・健康実態調査」回答数7829人（うち正規6,107人、非正規1,541人）、「妊娠・出産・育児に関する実態調査」（2015年以降に妊娠出産した人を対象）回答数2,571人（うち正規2,214人、非正規291人）を実施した。本調査の母性保護に関する項目では、母体を守るためにある「夜勤免除」ができていないのは、正規68.7%、非正規は77.1%という結果だった。深夜業のある職場、看護師、マスコミ、運輸・交通では、5～6人に1人が免除されていない結果だった。母体を守り、希望ある未来への確信と展望を培うためには、生活できる賃金保障はかせず、人員確保のためにも大幅な賃金の引き上げが重要である。将来への希望の見える働き方や安定した賃金は、持続可能な社会と、日本の発展にもつながる。経済的安定の最低ベースをつくる最低賃金額の大幅引き上げは、持続可能な社会づくりに欠かせない。

<男女賃金格差=差別にある賃金格差を是性と、均等待遇原則の実現のために、最低賃金の引き上げを>

4月6日、中央最低賃金審議会は、最低賃金の目安額を示す都道府県のランク区分について、A～Dの4ランクから3ランクへの再編案を提示したが、ランクを減らすだけでは格差は解消せず、最賃水準の大幅引き上げはできない。地域間格差の是正と全国一律最低賃金制度の確立が必要である。また、国税庁の2021年分民間給与実態統計調査によれば、平均給与は男性一般労働者545万円に対して、女性は302万円であり、厚生労働省の「令和4年賃金構造基本統計調査」でみる男女間賃金格差は、男性100に対して、女性は75.7という実態もあることから、差別的賃金の解消も行うべきである。

そして日本のジェンダーギャップ指数は125位と、2012年以降毎年低下し続けている。特に政治・経済分野の遅れが顕著である。（2023年6月発表）

ジェンダー平等の達成は「一世代分遅れている」と指摘されているが、新型コロナウイルスの感染拡大によって、女性は男性より失業などの影響を大きく受けたことで、更に遅れると言われている。日本のジェンダー平等の取り組みは諸外国の中でも特に遅れており、東アジア太平洋地域においては最低の結果となっている。

遅れている背景には、①1985年に出来た男女雇用機会均等法がある。この法律は、採用・募集や賃金、昇進、教育訓練、定年などでの女性差別を解消するためにできた法律だが、はたらく女性の権利や立場が守られる方向に向かう一方で、罰則規定が不十分であることや、間接差別の規定と禁止がないことなどにより、女性差別の是正は不十分となっている。②1986年に基礎年金に専業主婦を対象とする第3被保険者が創設され、1987年には、配偶者控除が導入された。主婦として家庭のケアをしながらパートで家計を補助的に支えるといった家族像が前提とされていた時代に、専業主婦の老後を支える狙いがあったとは言え、その結果、「男性が家計の中心を担い、女性は家族のケアをすべき」とする性別役割分担につながっている。そのため、男性は長時間労働、女性は非正規労働に押しとどめる方向に働き、「年収の壁」が発生するなど、「構造的差別」を生み出している。③正社員を中心として時間外労働を行うことを前提とした働き方や働く場所・働く時間帯が固定化されている状況がある。

とりわけ、男性の正社員については、時間外労働が生じていると考えられる週 43 時間以上就業する労働者の割合が高く、育児期に当たる 30~40 歳代においても、約 7 割となっている。これらの就業環境は、子を持つ共働き夫婦においても男性の帰宅時間が遅く、夕方から夜にかけての子どもの世話が必要となる時間帯に帰宅できず、女性に育児・家事の負担が集中することにもつながっている。6 歳未満の子どもがいる世帯のうち夫婦ともに雇用されている世帯について、妻の家事関連時間は、夫の約 3.4 倍²となっており、女性への偏りがみられる。誰もが安心して働くためには、長時間労働の解消とともに、「8 時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められる。世界の基準を日本の当たり前、残業しなくても暮らせる賃金を保障するためにも、最低賃金の大幅引き上げが必要である。

<ひとり親でも子育てできるために>

厚生労働省「全国ひとり親世帯調査」(2021 年度分・2022 年 12 月 26 日公表)によれば、母子世帯の平均年間就労収入は、236 万円で、パート・アルバイト等は 133 万円で、正規であっても 305 万円であり、父子家庭でもパート・アルバイト等では 190 万円となっている。ひとり親の困っていることは、母子世帯「家計 49.0%父子世帯「家計 38.2%」と両世帯共に、賃金の影響が大きく調査結果にあらわれている。就労収入が 200 万円では、生活保護費受給額とさほど変わらない。就労しても子育てに支障のある収入しか得られない状況を改善するためには、最低賃金を大幅に引き上げることが、「子どもの貧困」をなくすことにもつながる。

以上

2023年7月24日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 名古屋市熱田区沢下町9-7
 労働会館東館3F
 組織名 愛労連パート臨時労組
 代表者 代表幹事 平野 正一

「2023年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」

今般の急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引き上げは生活を維持するために絶対に必要です。愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています(月150労働換算。全国でもほとんどが1500円を超えています)。直近の物価上昇率で再計算すると1600円前後となっています。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

最賃の大幅引き上げは、中小企業の経営に影響を与えます。昨年、全国の35都道府県の審議会では答申で政策要望が示されました。残念ながら愛知は行われていません。最賃の大幅引き上げは、経済効果の好循環をもたらすと考えますが、それまでの間、中小企業への財政支援が必要です。今年こそ、国や県に対し政策要望を行ってください。

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。

こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。お隣の三重県でも専門部会の公開が決まりました。明るいニュースです。「闇の審議」では県民の理解が得られません。専門部会の公開を強く求めます。

全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。非正規労働者の当事者の声を聞いてください。ダブルワーク、トリプルワークなどでなんとか生きている人々の訴えをきちんと受け止めるためにも、意見陳述の場を設けて下さい。本当に大変な生活実態を聞いて下さい。審議を行うことになぜ背を向けるのでしょうか。最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以 上



2023年7月24日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 愛知県名古屋市熱田区沢下町9-3
 組 織 名 愛知民連労働組合連合会
 代 表 者 執行委員長 原 真理子

2023年 愛知県の最低賃金大幅引き上げを求める意見書

私たちは国民のいのちとくらしをまもる医療・介護・福祉労働者として、誰でも最低賃金1,500円以上への引き上げを求めています。しかし実際は、愛知県の最低賃金986円がベースにあるため、県内の医療・介護・福祉労働者の賃金は低く抑えられています。

新型コロナウイルスによるパンデミックから3年半が経過しましたが、国民のいのちと健康を守るために、自らの感染リスクもある中、強い行動制限も受け入れ、コロナの影響でボーナスを削減されながらも、責任感や使命感でなんとか医療現場を支えてきました。疲れ切って、ついに心が折れて医療現場を去ってしまう従事者も増加しています。物価高騰で生活も厳しく、現在の賃金では働き続けることができません。

1. 最低でも時給1000円以上の引き上げを

医療・介護職は国家資格を持つ専門職でありながら、他産業に比べて賃金が低いです。厚生労働省の2022年度賃金構造基本統計調査によれば、介護職員の所定内賃金は24万2千円と、全産業平均に比べて月額で69,600円も低くなっています。介護職の低すぎる賃金が人手不足を深刻化させている現状があり、抜本的な改善が不可欠です。私たちの加盟組合の中でも非正規職員では特に介護職、病院内保育士、看護補助、調理師、病院事務などは愛知最低賃金に張り付いた時給額であり、10月の最低賃金が引き上げに伴って、やっと時給が上がる状況です。

全産業平均に比べ月7～8万円も低い賃金体系では、専門職の責任の重さに比してあまりに低い賃金であり、離職を止められません。

コロナ禍でエッセンシャルワーカーととして、昨年2月から行われた政府の経済対策による、看護・介護の処遇改善補助金がありましたが、非正規職員は時給30～60円程度の引き上げにしかありません

経済回復のためには国内消費を上げる必要があります。医療・介護・福祉の職場から早期に1,000円未満の時給をなくすため、今年は1,000円以上、早期に1,500円以上の答申を行うことを強く求めます。

2. 労働者の声をきき、最賃審議会に公開性を求める

低い診療報酬・介護報酬のもとで、私たちの加盟組合においても、非正規労働者は年々増加



しています。民間病院では5割以上、訪問系の介護事業所では約9割もの非正規労働者が占めています。物価高騰・エネルギー価格高騰が、非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。

非正規職員の声、医療・介護・福祉産業の低い賃金に置かれた職員の意見が集約されるよう当事者の意見陳述の場を要請します。また、労働者委員に多様な潮流の労働組合が参画できるよう強く要請します。

最後に、愛知地方最低賃金審議会専門部会を「非公開」とせず、公開し、広く県民に知らせていただくことを要請します。中央最低賃金審議会も、「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。三重県でも専門部会の公開が決まりました。密室審議では県民の理解が得られません。専門部会の公開を強く求めます。

以上

2023年7月24日

愛知地方最低賃金審議会 御中

住 所 名古屋市熱田区沢下町9-7
 労働会館東館405号
 組 織 名 全国福祉保育労働組合
 代表者 東海地方本部
 執行委員長 塚本洋平

2023年 愛知県の最低賃金を1500円に引き上げを求める意見書

今般の急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引き上げは生活を維持するために絶対に必要です。愛知の最低生計費試算調査では、時間給で1500円を超えています（月150労働換算。全国でもほとんどが1500円を超えています）。直近の物価上昇率で再計算すると1600円前後となっています。審議会、専門部会で労働者の生活実態をふまえた審議をしてください。

最賃の大幅引き上げは、中小企業の経営に影響を与えます。昨年、全国の35都道府県の審議会では答申で政策要望が示されました。残念ながら愛知は行われていません。最賃の大幅引き上げは、経済効果の好循環をもたらすと考えますが、それまでの間、中小企業への財政支援が必要です。今年こそ、国や県に対し政策要望を行ってください。

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。

こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。お隣の三重県でも専門部会の公開が決まりました。明るいニュースです。「闇の審議」では県民の理解が得られません。専門部会の公開を強く求めます。

全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。労働者の生活実態の生の声を聞いて審議を行うことになぜ背を向けるのでしょうか。最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以 上



2023年7月24日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市熱田区沢下町9-7労働会館東館3F
愛知県労働組合総連合（愛労連）
議長 西尾美沙子

「2023年 愛知県の最低賃金の改正決定に関する意見書」 ～1500円への引き上げ・中小企業への支援要望を国へ～

1 物価高騰で最賃の大幅引き上げは生活維持に必要

愛労連は、今年、6月23日と7月19日に名古屋駅、7月14日は大学前で、最賃希望額アンケートを行い、259人からシールで「希望額」を示してもらいました。

その結果、1500円以上が198人（76.4%）、1200円が45人（17.3%）、1000円が12人（4.6%）、986円が3人で、圧倒的に「1500円」に集中しました。対話でも一人暮らしの若者から、「家賃、食費でギリギリ、親の世話になりたくない。時間給を上げてほしい。勉強する時間も確保したい」との切実な声が聞かれました。

全国でも愛知でも行われた最低生計費試算調査（労働時間月150時間）では、全国のほとんどで1500円を超えています。愛知では今日の物価上昇率を踏まえると1600円を超えます。

7月19日の報道によると韓国では2024年の最低賃金は約1080円に決まり東京の1072円をも超えました。中日新聞社説（7月15日）では、「米国やフランスは約1800～1900円、韓国も1060円と日本を上回っている」、毎日新聞（7月3日）では、「1人暮らしの労働者が安定した生活を送るには、1500円程度が必要とも言われている」と紹介しました。

長引くコロナ禍と今般の急激な物価高騰のもとで、生活を維持するために最低賃金の大幅引き上げがどうしても必要です。答申の額ありきではなく、まずは最賃法一条「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、・・・労働者の生活の安定」のためにはどれだけの引き上げが必要かについて、具体的な審議していただくよう要望します。

2 全国35都道府県で行われた中小企業支援の拡充を求める要望を愛知でも

最賃の大幅引き上げは、中小企業の経営に影響を与えます。昨年、全国35都道府県の審議会では、答申で国への政策要望が示されましたが、愛知では残念ながら行われていません。中小企業の経営をどうお考えでしょうか。今日の猛烈な物価上昇のもとで、最賃大幅引き上げの必要性は公労使すべての委員方が合意できることであろうと思いますが、支払能力が引き上げの壁になると思われます。そうであれば、支払能力を向上させるための施策拡充を国に求めることこそ審議会としての責任ある議論ではないでしょうか。今年こそ、国に対し政策要望を行ってください。

3 県民に開かれた専門部会にするため、審議を公開して下さい

中央最低賃金審議会が「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しました。いま、全国で専門部会公開の動きが出ています。三重県でも専門部会の公開が決まりました。明るいニュースです。愛知も今年こそ公開に踏み切り、県民から「ブラックボックス」との批判を受けぬよう開かれた審議を行ってください。熱心な審議を拝聴させてください。

また、全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。昨年の専門部会の議事録を分析させていただきましたが、最低賃金の影響を直接受ける非正規雇用労働者の生活実態や生の声を反映させる議論はありませんでした。非正規雇用労働者のくらしや声を反映させた審議を行ってください。



以上

2023年7月24日

愛知地方最低賃金審議会御中

名古屋ふれあいユニオ

運営委員長 鶴丸 周一

〔事務局〕 〒450-0002 名古屋市中村区名駅5丁目16番17

花車ビル南館11号

TEL 052-526-0661 FAX 052-526-0662

愛知県地域最低賃金を1,500円に改定するよう求める意見書

愛知県の最低賃金改定に関して、下記2項目に取り組むよう求めます。

1. 物価高騰を考慮し最低賃金1,500円への引上げを求めます

総務省が令和5年6月23日に公表した「2020年基準 消費者物価指数 全国2023年（令和5年）5月分」によれば、2020年を100とした場合の2023年5月の指数は、家計消費支出割合に基づいて求めたウエイトの4分の1以上を占める食料品が112.2と大幅に上昇しています。

食料品は生命維持に必要不可欠なもののひとつです。物価指数が急激に上昇する中、家計を圧迫される労働者が少なくないと考えられます。

また、実際に当労組のある組合員が、時給1,000円、1日所定労働時間7時間15分、土日祝日休日で、2020年に非正規労働者として勤務していたことがありました。1ヶ月の労働日が最大で22日、その月の手取り収入は約13万5千円でした。しかし、年末年始、お盆休み、ゴールデンウィークなどで、1ヶ月の労働日がかかり減少する月が数カ月あり、1ヶ月の労働日が17日の場合、手取り収入は10万円未満でした。この賃金水準では到底生活が成り立ちません。

今般の急激な物価高騰も考慮し、非正規雇用者が最低賃金で就労していても、憲法で規定されている、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる収入を得られるよう、最低賃金を早急に1,500円に引き上げることを求めます。

2. 専門部会を公開するよう求めます

2023年7月4日の愛知地方最低賃金審議会で、専門部会の公開について、第1回専門部会で議事の公開について議論すると決定されました。専門部会で議論を行う部分については公開することが適当であり、公開するか否かの議論が必要とは考えられません。

専門部会を公開するよう求めます。

(※) 参考資料

総務省統計局

2020年基準消費者物価指数 全国2023年（令和5年）5月分

<https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/pdf/zenkoku.pdf>

以上



愛知県最低賃金の改正決定に係る意見書

2023年7月25日

愛知労働局 局長 阿部 充 殿
 愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 徳良 殿
 愛知地方最低賃金審議会 専門部会 会長 殿

愛知地域労働組合きずな
 執行委員長 城下 英一

今年度の愛知県最低賃金審議会への意見を申し立てます。

中小零細企業や非正規雇用の労働者の賃金は上がっていない

2023年の春闘は、愛知労働局の集計によれば平均賃上げ率は3.32%となり、1994年以来29年ぶりの高い水準になりました。299人以下の企業では、平均2.73%に下がりますが、それでも例年と比較すると高い水準であることは間違いありません。労働組合、経営者団体、政府がいずれも「賃金引き上げ」を進めたことが要因となっています。

一方、事業所数では圧倒的に多い、さらに規模の小さい中小零細企業や非正規雇用労働者ではこれほどの賃金引き上げには至らず、原材料費や物流費高騰の影響で、全く賃上げがなかった職場も数多くあります。そもそも中小零細企業の労働者は、大手民間と比較して賃金水準が低く、賃金の大幅引き上げが求められ続けてきました。

物価高騰から生活を守るためには、最低賃金の大幅引き上げが必要です

コロナの感染拡大から4年目となる今年は、昨年から顕著になった物価高騰がさらに生活を圧迫しています。今年の商品値上げは2万5千品目を超え、昨年水準を軽々と超える勢いです。ガソリンや電気・ガスなどは引き上げ幅が大きく、生活に重くのしかかっています。そして、この影響を最も受けるのが低賃金労働者であることは間違いありません。実質賃金の目減りの割合も大きくなっています。こうした厳しい生活実態の中でこそ、最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

私たちの労働組合は中小零細企業労働者、派遣やパート、臨時など不安定雇用の労働者が多く加盟しており、最低賃金かそれをほんの少し上回る程度という組合員も多くいます。職場に一人しか組合員がいないところでは春闘の賃上げ交渉が難しく、最低賃金の引き上げによる「10月の大幅賃上げ」を望みにしている仲間もいます。

大手・中堅企業で賃金引き上げ率が大きく伸びた今年こそ、最低賃金もそれに見合う大幅な引き上げを実現してください。愛知県最低賃金専門部会を公開とし、さらに私たちの生活実態の生の声を聞いていただく意見陳述の場を設けてください。

同時に、中小企業や小規模事業者の賃上げを可能とする環境整備（生産性向上や公正取引）や事業継続のための支援策についての議論をより深め、政府への働きかけも望みます。

以上



高物価のもとで全国一律最低賃金制の早期法制化を、中小企業への直接支援を先行することとあわせ国や県に対して要望していただくとともに、一刻も早く物価高騰を大幅に上回る改定額として、時給1500円以上の諮問、決定を求める意見書

今日の異常な高物価のもと、暮らしをめぐる厳しい情勢下にあつて、貴職による愛知地方最低賃金の改定の諮問に向けてのご尽力に、心から敬意を表します。

今般の急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引き上げは、生活困窮世帯や女性・青年層の、時間給で働く労働者・県民にとって、生活を維持するために絶対に必要であり、最も緊急を要する課題と言えます。当然のことですが、現在、最低賃金での収入により生活を営んでいる人々にとって、高物価のもとでの暮らしは生活そのものの大きなレベルダウンによってしのぐほかはなく、もともと最低レベルな生活水準を余儀なくされているわけですから、もはやこれ以上に引き下げることには限界があり、その救済の手立ては最低賃金が増えることのほかにはありません。

2023年（令和5年）6月23日に、総務省が2020年基準の全国の消費者物価指数を発表しています。それによれば、全国2023年5月分の概況は、(1) 総合指数は2020年を100として105.21、前年同月比は3.3%の上昇。(2) 生鮮食品を除く総合指数は105.0、前年同月比は3.3%の上昇。(3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は104.4、前年同月比は4.2%の上昇となっています。21カ月連続の上昇で、高水準での推移が続きます。

食品といった生活必需品や宿泊料の値上がりが全体を押し上げ、物価上昇の品目も増えました。電気料金は大手電力7社で15%余りから43%余りの大幅値上げが認可されました。食料品など生活必需品の高騰は、とくに低所得層への大きな打撃となり、NPOなどによる学生や市民に対しての食糧支援が一定とりくまれ広がっていますが、原資不足などによる限界もあり、根本的な解決にはなっておりません。同日に発表された名古屋市消費者物価指数（2023年5月分）の結果の概況は、総合指数(2020年(令和2年)=100)は105.4となり、前年同月比3.5%の上昇。生鮮食品を除く総合指数は105.1となり、前年同月比3.4%の上昇。生鮮食



品及びエネルギーを除く総合指数は104.5となり、前年同月比4.3%の上昇、となっています。

以上の最新統計データによれば、名古屋市の消費者物価上昇指数は、私たちが昨年来指摘してきたように、依然として全国の水準を上回って上昇していること、そして前年同月比の指数は昨年の12月分に比べれば上昇率は鈍化しているものの、依然として昨年の愛知県の地域最低賃金額の引き上げ率3.2%を上回っている事実がわかります。

また、厚生労働省が本年6月6日に公表した4月の毎月勤労統計（速報）によると、実質賃金は前年比3.0%低下となり13カ月連続で減少し、マイナス幅も3月の2.3%から拡大しました。現金給与総額が同1.0%伸びたものの、消費者物価指数（CPI）が前年比4.1%上昇し、3月の3.8%からプラス幅が拡大した影響が響いたと言えます。

賃金上昇が物価高騰にまったく追いついていない状況はさらに深刻になっています。なお、2023年春闘での賃上げ効果も大企業を中心として限定的と言わざるを得ません。

実際に労働者の生活実態は深刻です。「食事は1日1回、しかも昼におにぎり1個だけ」、「電気やガスなど最低限消費するものはこれ以上削りようがない。冷房の節約に頭を悩ませている」、「スーパーでの買い物はいかに安く済ませるか苦勞している。生鮮食料品なども高騰しているの、とても困っている」、「節約のためお風呂をためて入っていない、軽くシャワーだけで済ませている」、「子供には給食を夜のみまで食べてくるように言い聞かせ、自分は一日に一食だけでカップ麺かレトルトで済ませている」、「しだいに目に見えて痩せてきて、体力や持続して何かをすることができなくなり、こころも暗い気持ちやどうしようもない絶望感がちよくちよく起こる」等々、非正規のひとびとを中心に、生活の苦しさに対する極めて深刻な悲鳴の叫びが上がっています。

このような状況は「人間らしい、まともな生活」ができない事態となっており、「健康で文化的な最低限度の生活」をいとなむことができないということです。このような貧困の深まりによって引き起こされていることが、憲法25条にうたう生存権の侵害であるならば、それをただし「文化的な生活」を国が保障する責務があるということは当然です。

愛知県最低賃金を一刻も早く改定して、物価高騰を大幅に上回る水準の引き上げを実現し、非正規労働者、女性・青年をはじめとする時間給で働く県民のいのちと健康、暮らしを守り、生活安定、福祉向上に資するべきです。今こそただちに国、および行政としてなしうること、なすべきことをおしすすめ、労働者県民の生活困難を救済し、生存権を保障する責務を果たす時ではないでしょうか。

そのためには、本年の愛知地方最低賃金審議会においては、例年の審議スケジュールにこだわらずに10月1日施行よりも早くに前倒ししてでも、大幅な改定額の諮問と決定をおこなっていただくことが必要です。

愛知の「最低生計費試算調査」では、25歳の単身者が自立して健康で文化的な生活、世間的に恥ずかしくない暮らしを送るには、時間給で1500円を超えています（月150時間労働換算。全国でもほとんどの地方での調査において、1500円を超えています）。また、直近の物価上昇率で再計算すると、時間額で1600円前後、月額で24万円となっています。

審議会、専門部会では、こうした試算結果や労働者の生活実態をふまえた審議をおこなってください。

さて、中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会が、7月12日に開かれ、労使双方の委員が今年度の改定について基本的見解を示しました。労働側は物価上昇を考慮した引き上げと、最大219円に上る地域間時給格差の金額差の縮小を主張しました。使用者側は引き上げを認めつつ、データ重視の慎重な審議と、労務費上昇分の価格転嫁促進など「支払い能力」を高める国の施策を求めました。

労働側は、仁平章委員（連合総合政策推進局長）が「物価上昇に賃金が追い付いていない。とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しく、生活水準の維持向上の観点から実質賃金を強く意識した議論が必要」と主張しました。各委員も、現行水準では生活維持が困難なことや、最低賃金と平均賃金の中央値との比率が経済協力開発機構（OECD）諸国の中で低位にあること、有効求人倍率など雇用指標が堅調であること、地域間の金額格差の縮小が必要であること、労務

費上昇分などの価格転嫁を促す国の「パートナーシップ構築宣言」拡充などを主張しました。

使用者側の新田秀司委員（経団連労働政策本部長）は「賃金上昇率の結果や人材の確保・定着の観点から今年度の最低賃金を引き上げることの必要性については十分理解している。地域間格差の是正が求められていることも認識している」と発言しました。一方、小企業の直近の賃金上昇率を重視する姿勢を示し10月1日発効を前提としたスケジュールに捉われず審議を尽くすよう求めました。

他の委員も、価格転嫁の促進など中小企業の支払い能力を強める国の施策を求めました。

厚生労働省は毎年、30人未満の小企業の賃金改定状況調査を行い、6月の賃金について、前年同月比の上昇率第4表を示しています。連合福岡最賃対策委員長として、地方最低賃金審議委員を9年間務めた方からは、最低賃金の審議では、その数値が長らく引き上げの重しになってきた、と述べています。

労働組合もない、最低賃金の金額に張り付いている零細企業の調査結果をもとに、いくら審議会で協議しても、格差是正となる答申にはなりえないことは明らかです。

その第4表では、今年度のCランクの賃金上昇率は2.1%しかありません。仮に旧Cランクの加重平均897円に乗じると引き上げ額は19円しかありません。

岸田政権が目指している全国加重平均1000円到達には最低でも31円必要だが、それさえも遠く及びません。

2000年代以降、春闘はベアゼロ、低額ベアが続き、第4表の賃金上昇率は0～1パーセント台で推移しました。日本の最低賃金が先進国の中で国際的に大きく立ち遅れ、近年政府が介入せざるを得なくなるまでは第4表が毎年の最低賃金の改定に大きく作用してきました。

この仕組みは、最低賃金法9条が定める最低賃金の決定原則（(1)労働者の生計費(2)地域の賃金(3)事業の支払い能力）にもとづくこととされます。これが、使用者側が毎年、引き上げをけん制するよりどころとなってきました。

しかしながら、最低賃金は、「(2)地域の賃金」を見るならば、大企業、中堅企業の賃金水準、全産業の平均的な賃金水準、そして労働組合のある企業での賃上げ率と額を参考資料として十二分

に参照し、さらに「(1)労働者の生計費」については、少なくとも労働者の平均的な生計費、さらには「最低生計費試算調査結果」を根拠として審議すべきであり、ILOの最低賃金の原則にもとづいて、生計費を土台にすることが不可欠です。事業の支払い能力は、国の責任において削除すべきであり、そのために中小企業への直接支援策を実施すべきです。そして、先進国の最低賃金水準も参考資料として審議すべきです。

繰り返しますが今年は、物価高騰が止まらない中で、最低賃金の引き上げは極めて切実です。時給1500円以上への引き上げと、219円もの違いがある地域間格差をなくすることが急務です。

昨年10月からの最低賃金は、全国加重平均で時給961円。愛知県は986円です。両方も月150時間のフルタイム並みに働いても年収170万円台にしかならず、ワーキングプアの水準で、社会にうるおいやゆとりではなく、貧困と格差の再生産しかもたらしません。

コロナ禍以降、先進各国は最低賃金を大幅に引き上げています。米ワシントン州は2195円、オーストラリアは1965円、フランスは1690円と、日本をはるかに大きく上回っています。現在の日本の最低賃金加重平均961円は、すでに韓国の現行962円を下回っています。さらに7月19日、韓国の2024年の最低賃金は23年比2.5%増の時給9860ウォン（約1080円）に決まりました。足元の為替レートで比較すれば東京都の現行の最低賃金（1072円）をも上回るようになります。

地域間の格差も深刻で、最低賃金の最高額の東京都の1072円と青森など10県の853円では、219円という2割ほどの差がついています。しかし、各地方でおこなわれてきた「最低生計費調査試算結果」によると、最低生計費は全国どこでもほとんど差がありません。都市は住居費が高いものの、地方は自動車を利用する人が多く、その維持費などがかかるためです。

全労連や愛労連、そして私たちは、長らく、地域間格差の解消に向けて「全国一律最低賃金制度」を実現するための法改正を求めてきました。日本弁護士連合会も「目安制度に代わる抜本的改正案として、全国一律制実現」を会長声明（4月14日）で求めました。

労働運動総合研究所(労働総研)は本年2月、時給1500円未満で働く全国の労働者（官公庁の

非正規雇用の職員を含む) 2823万人の時給を1500円に引き上げた場合の経済に与える効果を推計しました。その場合、国内生産額は17.9兆円引き上がり、新たに106.6万人の雇用が生まれ、国内総生産(GDP)が1.9%上昇するとしています。

一方、最低賃金の大幅引き上げは、中小企業の経営に影響を与えます。昨年、全国の35都道府県の審議会では答申で政策要望が示されました。残念ながら愛知では政策要望はおこなわれていません。

最低賃金の大幅引き上げは、上記のように経済効果の好循環をもたらすと考えますが、それまでの間、中小企業への財政支援が必要です。今年こそ、国や県に対し最賃制度を全国一律とし、かつ中小企業に対する直接支援政策の要望をおこなってください。具体的には、最近、自由民主党からも声が出ている500兆円にも及ぶ大企業の内部留保への時限的課税による財源などで、社会保険料減免や各労働者の賃上げに届く直接的支援を抜本的に強化することです。

7月15日、全労連、全労協など7労働団体でつくる実行委員会はJR新宿駅周辺で「サウンドデモ」をおこないました。観光客や買い物客でにぎわう新宿の街を、音響機材を積んだトラックが軽快な音楽を流してデモを先導しました。参加者がコールに合わせて「最低賃金1500円!上げろ」と声を上げると、沿道からは声援が起きました。

このデモには、全国ユニオン(連合)加盟の東京ユニオンも初参加しました。関口達矢事務局長は「政府のいう全国加重平均1000円では足りない。1500円への大幅引き上げが必要」と語りました。男女間賃金差別是正の運動に長年とりくんできた全労協柚木康子元常任幹事は「最賃の問題は女性の低賃金の問題でもある。最賃を大幅に引き上げなければ男女間の賃金格差は改善しない」と強調しました。全労連の黒澤幸一事務局長は、沿道を歩いていた若者がデモに飛び入りで加わるなど、共感が多く寄せられたと述べ「30、40円の引き上げでは生活できない。100円、200円引き上げの議論を求める」と語りました。

こうしたことから、物価高騰が引き続き激しく進行する状況から見て、改めて、愛知県の最低賃金を、ただちに1500円以上に引き上げ、全国一律制度に法改正することを求めます。

さらに、中央最賃審議会も「公労使三者が集まって議論をおこなう部分については公開が適

当」と報告しています。こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。お隣の三重県でも専門部会の公開が決まりました。明るいニュースです。

密室でおこなわれる闇に閉ざされた審議であっては県民の理解が得られません。十分な協議が重ねられるべき審議において、愛知地方最低賃金審議会の議論時間の短さも明らかとなっています。専門部会の公開を強く求めます。

全国の約半数の審議会でおこなわれている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。愛知地方最低賃金審議会は、最賃近傍で働き暮らしている労働者の生活実態調査（意識調査を含む）もおこなわず、意見陳述も認めず、そのように労働者の生活実態の生の声を聞いて審議をおこなうことになぜ背を向けるのでしょうか。

さらに強調したいことは、地方最低賃金にたいして、中賃の目安はあくまで“目安”であり、決定権限は地方最低賃金審議会にあります。今年も従前と同じように、十分な審議もおこなわず（公益委員の主導で専門部会の公開など民主化が図られている）鳥取と比較すると著しく短い審議時間で、中賃目安をただ追認するだけの審議会はまさに税金の無駄遣い以外のなにものでもない、暮らしに行き詰まり、生活の困難に直面している多くの県民は考えるのではないのでしょうか。

ぜひ、今年最低賃金法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

記

- 一、 愛知地方最低賃金審議会において、例年のスケジュールにこだわらず、10月1日施行より前倒ししてでも、物価高騰を大幅に上回る改定額1500円以上への大幅引き上げの改定額の諮問をおこってください。
- 二、 最低賃金額の諮問、決定にあたっては、3要素における支払い能力を、行政の責任において中小企業への直接支援をおこなうことにより、検討要素から除外し、ILOと同等の生計費原則にたち、愛労連が過去におこなった「最低生計費試算調査結果」を参考資料として

審議してください。

- 三、 最低賃金法を、現行の地域別制度を全国一律制度に改正することを、国や県に対して政策要望として提出してください。
- 四、 中小企業への抜本的財政支援措置を最賃の引き上げに先行しておこなうことを、国や県に対して要望してください。
- 五、 愛知地方最低賃金審議会において公益・経営・労働の三者がおこなう専門部会の審議をただちに公開とし、その議事録の全面公開をしてください。小委員会についても、これに準じて公開してください。
- 六、 愛知地方最低賃金審議会の審議において、幅広い労働者の意見陳述をただちに実施してください。

以 上

2023年7月25日

所在地 〒460-0005 名古屋市中区東桜2丁目22-15
いずみビル4階 401

団体名 第99回栄総行動実行委員会
代表者 実行委員長 牧野 浩

所在地 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9番3号
労働会館本館405

団体名 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部 名古屋地域支部
代表者 執行委員長 國村 忠文

所在地 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9番3号
労働会館本館402

団体名 JMITU 愛知地方本部 愛知支部
代表者 執行委員長 平田 英友

所在地 〒498-0011 愛知県弥富市荷之上町六十人495番地13

団体名 障害者労働組合
代表者 組合員 後藤 陽司

愛知地方最低賃金審議会 御中

2023年7月25日

愛知地方最低賃金審議会 御中

名古屋市北区柳原三丁目7番地8号
 日本自治体労働組合総連合愛知県本部
 執行委員長 林 達也

2023年県の最低賃金の改正決定に関する意見書

地方自治体にとっても最低賃金の1,500円水準の確保が必要です。

10年ほど前までは、市役所、町村役場内での最低賃金水準は、最低賃金より50から100円ほど高く設定されていました。しかし、最低賃金が不十分ながらもこの間、30円前後上昇してきたことで、自治体の非正規雇用労働者への賃上げは追いつかず、添付資料のように、仮に今年30円の改定がされ1016円となった場合、県を含む55自治体のうち47自治体が最賃に追いつかれることになります。更に改定水準が上がれば、飲み込まれる自治体数が増えることになります。これは、最低賃金はもはや自治体職場でも重要なついのち、生活に直結する水準となっています。

また、非正規雇用労働者だけでなく、国家公務員や地方公務員の正規職員も最低賃金を下回る自治体があります。公務員に最賃法は適用除外とされ、下回ることも事実上、容認されていました。2022(令和4)年12月23日に総務省が通知を出し、「最低賃金が含まれることに留意すること」とし、最賃を下回る10代20代の正規職員の賃金を是正した自治体もありました。

このように、非正規雇用者だけでなく、正規職員も含め、最低賃金の役割が自治体においても大きくなってきていることを直視することが必要です。もはや「1000円」などという生活ができない水準ではなく、生計費調査に基づいて少なくとも1500円に大きく近づける額を要請するものです。

あわせて、今般の急激な物価高騰のなかで、最低賃金の大幅引き上げは生活を維持するために絶対に必要です。物価が高止まりしていましたが「消費者物価指数6月3.3%上昇 2ヵ月ぶり伸び率拡大

日経2023年7月21日付」となっており、物価上昇を補う上でも、例年の引き上げでは不十分どころか、焼け石に水状態です。

中小企業への支援を併せて実施してください。

最賃の大幅引き上げは、中小企業の経営に影響を与えます。昨年、全国の35都道府県の審議会では答申で政策要望が示されました。残念ながら愛知は行われていません。最賃の大幅引き上げは、経済効果の好循環をもたらすと考えますが、それまでの間、中小企業への財政支援が必要です。今年こそ、国や県に対し政策要望を行ってください。

専門部会の公開を求めます

中央最低賃金審議会も「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点をふまえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開が適当」と報告しています。こうした状況をふまえ、全国で次々専門部会公開の動きが出ています。お隣の三重県でも専門部会の公開が決まりました。開かれた専門部会を強く求めます。



さまざまな労働者代表からの意見表明できる機会

全国の約半数の審議会で行われている「審議会での労働者の意見陳述」を実現して下さい。労働者の生活実態の生の声を聞いて審議を行うことになぜ背を向けるのでしょうか。最賃法の主旨を受け止めていただき、真摯な審議をお願いします。

以上

愛知県内の県庁、市役所、役場内の最も低い時間給単価最賃との比較

春の自治体キャラバン実行委員会調べ

	2016年 (最賃820円)	2020年 (最賃927円)	2023年4月 (最賃986円)
名古屋市	850	932	1021
豊橋市	870	927	986
岡崎市	850	949	988
一宮市	850	951	989
瀬戸市	850	975	1001
半田市	835	951	986
春日井市	820	993	989
豊川市	820	979	1005
津島市	850	951	992
碧南市	820	969	996
刈谷市	860	1041	1069
豊田市	830	1000	1030
安城市	850	940	990
西尾市	930	945	985
蒲郡市	830	951	1048
犬山市	900	1000	1030
常滑市	840	950	990
江南市	910	930	990
小牧市	880	930	986
稲沢市	860	952	992
新城市	850	927	1017
東海市	860	990	1010
大府市	820	950	986
知多市	845	987	1014
知立市	920	950	990
尾張旭市	860	927	989
高浜市	910	980	1006
岩倉市	830	931	989
豊明市	830	933	986
日進市	860	927	992
田原市	870	980	1006
愛西市	850	927	986
清須市	840	969	996
北名古屋市	820	940	990
弥富市	850	927	986
みよし市	820	927	986
あま市	860	927	986
長久手市	860	927	986
東郷町	880	927	986
豊山町	870	990	1020
大口町	880	927	986
扶桑町	830	953	992
大治町	880	936	987
蟹江町	840	931	989
飛島村	880	927	1021
阿久比町	820	927	986
東浦町	840	959	1022
南知多町	820	932	992
美浜町	830	927	986
武豊町	840	927	986
幸田町	900	930	990
設楽町	820	927	986
東栄町	900	930	986
豊根村	900	960	1026
県	820	940	986

その時代の最賃水準

987～1016 最賃+30円

※23年借りに30円が引き上げられた場合

最賃に張り付き自治体

2016年 10団体

2020年 16団体

2021年 21団体

2023年 45団体(仮に30円引き上げられた場合)

2023年7月20日

愛知労働局 局長 阿部 充 殿
愛知地方最低賃金審議会 会長 中山 徳良 殿
愛知地方最低賃金審議会 専門部会 会長 殿

愛知県労働組合総連合
議長 西尾 美沙子
(公印略)

愛知地方最低賃金審議会 専門部会の公開と意見陳述を求める再度の要請

貴職が最低賃金の改定審議でご尽力されていることに敬意を表します。

今年4月に公表された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（以下、報告）では、目安審議について「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」「目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因である」としています。公労使が審議する愛知の専門部会でも、同様の認識に立つべきです。

この「報告」をふまえ、全国では専門部会公開の動きが進んでいます。お隣の三重県でも公開が決まりました。

しかし、この7月4日に開催された第509愛知地方最低賃金審議会では、事務局から中質の「公開することが適当」との「報告」を説明したにもかかわらず、受け入れることなく公益委員が「従来通り、専門部会の中で審議をして決めていただく」とし、結果「第一回専門部会で議事の公開について議論をする」としました。「公開か非公開かを非公開の場で審議」のは民主的な議論とは言えません。

専門部会の公開については、愛労連の連年の要請や1万筆前後の署名の提出にもかかわらず、これまで非公開とされてきました。

昨年の専門部会の審議の議事録を情報公開請求して読むと、非公開の理由は「金額審議に係る率直な意見を承るため」（22年7月27日：会長発言・専門部会議事録）となっています。公開するとなぜ率直な意見が出せないのでしょうか。また、「従来通りで構わない」など、公開について真摯な意見を交わしているとは受け取れません。報告でも「議論のプロセスが見えづらい」としています。「闇の中」「ブラックボックス」で最低賃金の改定の議論が行われていることに私たちは憤りを覚えます。審議会は公的機関です。公開してこそ、県民への信頼が高まるのではないのでしょうか。

今年食品値上げは、3万品目を超えると言われています。特に10月以降は発表されているだけでも酒類や調味料など3716品目に及び、同月は値上げが約8000品目まで膨らむ可能性があります。円安や電気代の上昇を受けた価格転嫁の動きが続いているなか、今年最賃改定審議はこれまでに増して県民の関心が高まっています。

今年の審議会委員及び専門部会委員は、改選となりました。委員のみなさまが「専門部会は非公開」「全国の約半数で実施されている意見陳述も（愛知は）必要ない」という愛知審議会の旧態依然のあり方を刷新されるよう要請します。

以上

